

公表日:2024年6月3日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	86.3%
正規職員	88.8%
パート・有期職員	84.1%

対象期間:令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

賃金:基本給、諸手当、賞与

※パート労働者については、フルタイム労働者の所定労働時間(8時間/日)をもとに、人員数の換算を行っている。